

佐倉市内の施設・介護サービス事業所の皆様へ

佐倉市では、それぞれの施設や事業所ごとに定めていた「健康診断書」の様式を、介護サービスを利用する利用者（患者）と診断書を作成する医療機関の負担の軽減を図るために、「介護サービス共通健康診断書」様式を作成しています。本様式の利用について、ご理解とご協力をお願いいたします。

介護サービス共通健康診断書の利用の流れ

介護施設入所（介護サービス利用）のための健康診断書の提出について



必要です



「介護サービス共通健康診断書」の様式のご利用について、ご協力をお願いいたします。（本様式を必ず使用しなければならないものではありません）



不要です

提出を義務づけるものではありませんので、診断書が必要な場合のみ、「介護サービス共通健康診断書」をご利用ください。

利用者様に健康診断書の様式や提出について説明します

※「主治医宛て依頼文」と「健康診断書様式」をお渡しください



医療機関で健康診断書を作成していただきます

「介護サービス共通健康診断書」の様式は、市のホームページからダウンロードできます。

<http://www.city.sakura.lg.jp/0000014259.html>

<input type="checkbox"/> A票	健康状態や感染症の有無など、最低限の項目を定めた様式です。 （必要のない項目については、あらかじめ事業者が斜線を記載してください。）
<input type="checkbox"/> B票	血液検査等、その他必要な項目がある場合には、B票を追加します。 （必要のない項目については、あらかじめ事業者が斜線を記載してください。）

共通健康診断書の項目は、必要最低限の医療情報としていますので、利用者のADLや介護認定等の情報については、本人や家族、担当ケアマネジャーから把握してください。



介護施設（サービス事業所）に健康診断書を提出してもらいます

「介護サービス共通健康診断書」は、診断した医師の同意がある場合のみ、複写したものを提出することができます。

複写の条件



- 原本は、利用者・家族の管理とし、複写の目的は介護サービスの利用時に限ります。
- 本人・家族以外が健康診断書の原本を管理する場合には、委任を受けたケアマネジャー等が管理します。健康診断書の原本を管理したり、複写して提供するときは、複写日・提供先・提供目的を「複写管理簿」に記載します。
- 期限は、診断日から1年以内とします。ただし、介護認定の区分変更や身体の状態に変化があった場合には、診断内容を保証することはできませんので、再度医師の診断を受け、複写の同意を得てください。
- 原則として、原本からの複写とします。複写したものを再度複写することはできません。

介護施設（事業所）

医療機関

利用者・家族等

作成
（協力団体）

佐倉市・佐倉市在宅医療・介護連絡会議
佐倉地区医師会・印旛郡市歯科医師会佐倉地区・佐倉市薬剤師会
千葉県看護協会印旛地区部会・佐倉市社会福祉施設協議会
さくらケアマネ協議会・佐倉市地域包括支援センター

平成29年3月（一部改訂平成30年6月）

※ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

問い合わせ先 佐倉市 福祉部 高齢者福祉課 包括ケア推進班 電話 043-484-6343